

見積参加登録公告

次のとおり見積参加業者の登録を行います。

令和7年4月1日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

適正処理対策部

1. 見積登録業者を募集する事項

「2025、2026、2027年度 適正処理推進センター運営協議会調査チーム報告書作成業務」
2025、2026、2027年度中に各数回程度、見積を募集する業者を事前登録するものである。

2. 見積を募集する事項（毎回登録業者に配布）

- (1) 件名 ○○○○年度 適正処理推進センター運営協議会 調査チーム報告書作成業務（その○）
- (2) 仕様等 見積仕様書による。
- (3) 納入期限 見積仕様書による。
- (4) 納入場所 見積仕様書による。
- (5) 見積方法 見積金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。契約に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額のその契約年度に適用される率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の消費税に相当する金額を除いた金額を見積書に記載すること。

3. 見積業者登録資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去に当財団の実施した同等の業務を実施した実績を有するか、あるいは、過去に行政が実施した産業廃棄物不法投棄等事案の支障除去事業に関する調査、設計、施工監理業務等を実施した実績を有する者であること。（業務実績等を添付すること。）
- (3) 審査の結果、登録資格を満たしていない者については連絡する。

4. 見積業者登録申請書の交付場所及び問い合わせ先等

- (1) 見積業者登録申請書の交付場所及び問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理対策部

電話 03-4355-0155

担当 部長 藤田 正実 : E-mail : tekise-01@sanpainet.or.jp

次 長 大嶋 公久

事務員 前橋 寛子

(2) 見積業者登録申請書の交付期間及び方法

交付期間：令和7年4月1日（火）～令和7年4月18日（金）

交付方法：(1)の担当(全員)宛に必要な事項を明記の上、メールにて申し込むものとする。

なお、メールに記載する必要事項は、次のとおりとする。

・会社名、担当者名、連絡先電話番号及び見積業者登録申請書送付先のメールアドレス

(3) 見積業者登録申請書の提出期限及び場所

令和7年4月22日（火） 12時まで

(1)に示す場所に上記時間までに、メールにて申請書の提出を受け付ける。

5. 見積業者登録後の対応

(1) 2025、2026、2027年度において対応事案が発生の都度、登録業者へ見積を依頼する。

(2) 事案毎の見積参加資格は、都道府県等が発注する当該事案の調査、計画・設計に関係のない全ての登録業者とする。

(3) 当該事案の見積の提出を希望する者は、見積仕様書に記載の期限までに見積書を提出するものとする。(事案により、見積辞退をしてもその後の見積依頼に影響するものではない。)

(4) 原則として、見積書の提出があった者のうち有効な見積書を提出した者であって、最低の価格をもって見積った者と契約を締結する。ただし、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとみとめられるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次の最低の価格をもって申し込みをした者と契約を締結することがある。

以 上